

史料紹介

京都御所東山御文庫収蔵『政部類記』紙背文書

藤原重雄
尾上陽介

【解題】

勅封四五十二。卷子一卷。全二十七紙。縦二八・五糎。奥書に「嘉禎四年（一二三八）正月廿四日校合了」とあり、軸付紙に「明暦」印がある。『皇室の至宝 東山御文庫御物』1（毎日新聞社、一九九九年）に図版二三～二六として掲載されている（解説は吉田早苗氏執筆）。史料編纂所架蔵写真帳（六一七〇・六七〇／一／六三）あり。

表面の本文は『中右記』の政に関する記事の抜書で、永長二年正月十七日、承德元年二月一日、同年二月十七日、康和二年六月二十七日、同三年八月二十七日、同四年十月四日、同五年二月十日、長治元年二月二十二日、同二年正月二十一日（別紙補入）、同年四月十三日、嘉承元年四月二十七日、同二年二月十四日、同年十月十六日、天仁元年二月十七日、同年八月二十七日、同年十二月五日、同二年四月八日、永久元年七月二十五日、保安三年八月二十九日の各条を収め、末尾に晴儀・雨儀の政の次第を付す。これら表面の記事は『大日本古記録 中右記』別巻（岩波書店、二〇一一年三月）に収載される。

料紙は文書等の反故を翻したもので、その多数に墨付がある。貼り継がれた料紙に『中右記』の記事を書写し、さらに切り継ぎされたもので、料紙幅には長短が交じる。表面には天地各一本の罫線があるが、第十一

紙のみ引かれておらず、冒頭に「不知記」と記して抹消するなど、書写の体裁も異なる。現状では全体に厚手の裏打ちがなされていることもあり、紙背文書の解説には困難な箇所が多く残るが、幸いにして短時間ながら原本調査の機会が得られたこともあり、当面の稿本として翻刻するものである。なお、一部の料紙に若干の墨影があるが顕著でない。

紙背文書中には、宛所を「左頭中将殿」とするものが四通（第七・十・二十四・二十五紙裏）みえる。このうち第七紙裏が嘉禎二年（一二三六）五月四日のものと考えられることから、該当者は藤原実雄である。実雄は文暦元年（一二三四）十二月二十一日、左中弁に任じ（左少将元の如し）、嘉禎二年二月三十日、左中将・藏人頭となり、同年十二月十八日、従三位に叙せられ頭を去り（左中将元の如し）、翌三年十二月二十五日に参議となる。紙背文書には嘉禎二年前後に比定し得るものが多く、内容的にも実雄の官歴と矛盾はない。参議になったことを契機に部類記を作成し、嘉禎四年正月に校合したことになろう。実雄は西園寺公経の子で、のちに右大臣に昇って山階右相府などと号し、洞院家の祖となる。東山御文庫には洞院家旧蔵の文書・記録が多く収蔵されており、本史料もその一つとなる。洞院家文庫の解体については、末柄豊「洞院公数の出家―東山御文庫本『洞院家今出川家相論之事』から」（田島公編

『禁裏・公家文庫研究』一所収、思文閣出版、二〇〇三年）を参照。同書には藤原「菊亭家本の賀茂（鴨）御幸記二種―洞院家文庫の遺品―」も収録。禁裏伝来の洞院家旧蔵本については、小倉慈司「高松宮家伝来禁裏本」の来歴とその資料価値―歴史資料を中心に―（国立歴史民俗博物館編『和歌と貴族の世界』所収、塙書房、二〇〇七年）・石田実洋「洞院家旧蔵の部類記と洞院公定―高松宮家伝来禁裏本『脱履部類記』を中心に―」（吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』所収、塙書房、二〇〇九年）などがあり、全体像の解明に向けて研究が進展している。

（付記） 本稿は科学研究費補助金・学術創成研究費「目録学の構築と古典学の再生」（研究代表者・田島公）による成果の一部である。調査・紹介にあたっては、宮内庁侍従職より御高配を賜った。翻刻に際し、宮崎肇氏のご教示を得た。ここに謝意を表す。

【凡例】

- 一、現状の紙数とともに文書名を掲げ、その下に各料紙の横幅を記す。
- 一、翻刻の体裁は原本の改行に従い、概ね現在通用の字体に改めた。
- 一、第十紙裏・第十二紙裏は元来一紙を切断したものであるため、本来の文書を復原するよう併せて翻刻し、料紙の替わり目に「」を付した。
- 一、は抹消された文字、やは料紙の切断や破損、裏打ちにより判読不能の文字を示す。
- 一、判読不能の文字のうち残画等により推定し得るものや、底本の文字を改めるべきものなどには傍注を付し、「」で括った。
- 一、人名・地名等には傍注を付し、「」で括った。
- 一、重ね書きされた文字には左傍に・を付し、もとの文字が判読できる場合には（×）で示した。
- 一、校訂者の付した注記には○を付した。

【翻刻】

〔第一紙裏〕四・六種
○墨付なし。

〔第二紙裏〕左中将某書状 四三・二種
明日^{十九日}、御方違

行幸可令供奉之由、

仰承候了、但相勞

事候之間、難申領状^〇、

可然之様可令御披露

給候、恐々謹言、

五月十八日^{（嘉禎二年または三年）} 左中将

〔第三紙裏〕中原師兼書状 三九・八種

明日為御方違可有

行幸帥^{（藤原隆親）}卿亭之由、謹

承候了、任例早可令

下知候、仍言上如件、

五月十八日^{（嘉禎二年または三年）}申 大外記中原師兼

○藤原隆親は、嘉禎二年二月三十日に大宰権帥を兼任。嘉禎元年五月六日・同年十二月二十日に、四条天皇が隆親の冷泉万里小路第に方違行幸したことが『明月記』にみえ、『百鍊抄』嘉禎四年二月十一日条には「遷幸閑院、自去年秋比為修理、以帥卿冷泉万里小路亭為皇居、」とある。第二・三紙裏は、嘉禎二年もしくは同三年の同日のものであろう。中原師兼書状は第六紙裏にもあり。

〔第四紙裏〕 某申文 六・五種

申左右馬允
○前

藤原範基

○後

〔第五紙裏〕 某書状 一三・七種

殿上熟食事、尤承○後

○殿上熟食に関しては、第十二紙裏を参照。

〔第六紙裏〕 中原師兼書状 四四・七種

今日奉幣定文公卿使

誰人々可令載候哉、四位

使同前候、兼又宰相誰

人可被參陣候哉、行事

右衛門督未着陣之間、定不

被參候歟、剋限又不審候歟、

仍言上如件、

□月□□日 大外記○中師兼

○中原師兼は、寛喜三年（一二三二）正月二十九日に大外記に任ず。

いまだ着陣せざる右衛門督とは、藤原公雅が嘉禎二年二月三十日に参

議に還任して右衛門督を兼任したことを指すか。師兼書状は第三紙裏

にもあり。

〔第七紙裏〕 源具実書状 四九・〇種

獄囚米保間事、其後

□□□□使序要須

事候、殊可令申沙汰

給候、恐々謹言、

五月四日 左衛門督○源具実□□

左頭中将○藤原美雄

○嘉禎四年に近い時期で檢非違使別当が左衛門督であるのは、源具実の嘉禎元年九月十日から同三年正月二十四日までの時期。

〔第八紙裏〕 某書状 四八・五種

無左右得御意候、

返々恐入候、

□□

病候歟、

今日雨中出仕□□、

真実難治故障□□○出カ

来候、然而重仰之上者、○不カ

及子細候乎、可令参□

給候也、凡雖何事□

更々不可有御□

聞此条候也、殿下へ□□○後

〔第九紙裏〕 藤原高嗣書状 四七・七種

○前

候□□朝□□且参会

及自然之心事候之間、

于今懈怠候也、必可推

勝法師・三郎冠者等、為皇

后宮亮殿被籠置、于今

不被禁獄詔子細事

件子細度々言上先畢、而件

闢諍狼藉之間事、尤張本五郎

入道為遁一旦之罪科不誤之

由依陳申、当社神人等於仁和

寺々家対決刻、雖不覺悟仕、

神人末永、仁和寺比皮工也、

又所被殺害神人久元、御所

召次也、然間各依有其便宜、当社

神人等令參仁和寺々家天被

□決彼五郎入道之処、凡不及後

〔第十八紙裏〕藤原親繼書狀 四四・八纏

両社 行幸舞人事、

重被仰下之旨、謹承候了、

但此一兩日心神違例、

温氣相交無術候、平臥

候也、當時所勞之間、無左右

難申領狀候、隨今明之有

樣可言上候、恐々謹言、

三月九日 右少将親繼(藤原)

○『玉葉』嘉禎元年十二月六日条に「正月可有朝觀行幸之由、有予議、

而太上天皇不御坐之時、必不被念行、多両社行幸以後有事、仍明年朝

觀延引、可為明後年正月、明年三月可有両社行幸之由、仰下了、此由

申、」とあるが、『百練抄』嘉禎三年三月九日条に「両社行幸延引、」

とあり、嘉禎二年・同三年の三月に両社行幸は行なわれず、石清水行

幸が嘉禎三年四月二十三日、賀茂行幸が同年十一月十一日となる。本

文書はその内容から嘉禎二年のものと同判断される。

〔第十九紙裏〕平時兼書狀前 四五・三纏

退言上

武庫御稻忠光押領之供

御米事、何樣可存候哉、此

事無御沙汰者、有限之日別

供御闕如之基候状、殊可令

申沙汰給候也、時兼謹言、

〔第二十紙裏〕賀茂在繼書狀 二〇・三纏

神宝始日次、於今者不可後申

候歟、其外奉幣・御読経・点地・

巡檢・大祓等日次、可注申之由思給

候、何樣可候哉、猶又行事所

始・神宝始可撰申候歟、可隨御

定候、在繼賀茂恐惶謹言、

○嘉禎元年十月十四日に御禊行幸、十一月二十日に大嘗会がある。賀

茂在繼は貞永元年七月には陰陽頭となっている。在繼書狀は第二十六

紙裏にもあり。

〔第二十一紙裏〕某書狀断簡 一一・四纏

法勝寺御八講後

後

〔第二十二紙裏〕 一九・五糶

○切封墨引のみ。

〔第二十三紙裏〕 一・七糶

○墨付なし。

〔第二十四紙裏〕 藤原経光書状 四三・七糶

清氏申文關官申状、進覧

候、殊可令申入給候、恐々謹言、

十二月十六日 右少弁藤原経光

謹上 左頭中将殿

○嘉禎二年十二月十八日、京官除目あり。藤原経光は、天福元年正月二十八日右少弁に任じ、嘉禎二年十二月十九日左少弁に転ず。

〔第二十五紙裏〕 権大納言某書状 四三・二糶

申文一通献之、

除目之□可令撰入

給候、謹言、

十二月□日 権大納言某□

左頭中将殿

○差出の該当者に、藤原実親・同実基・同実経がいる。

〔第二十六紙裏〕 賀茂在継書状 四三・五糶

須参入言上候之処、聊相勞

事候之間、乍恐捧愚状候、

抑寮奏一通令進上候、劇官

其闕候之間、云寮役、云公役、令

闕如候、今度相構可令申任御

之由、加御詞可令申入給候、

恐々謹言、

十二月五日 陰陽頭賀茂在□継

謹上 上野前司殿

○賀茂在継書状は第二十紙裏にもあり。

〔第二十七紙裏〕 四三・五糶

○墨付なし。